

令和8年度長野支部事業計画（案）及び 保険者機能強化予算（案）について



令和8年度事業計画の位置づけ

- 2024年度からスタートした第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和8年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・中長期的な視点での健全な財政運営
- ・国や都道府県等の会議等における積極的な意見発信

●業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・電子申請に対応した業務処理体制の構築
- ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底及び職員の意識改革促進
- ・すべての職員の多能化を促進し、事務処理体制を強化することによる生産性の向上

●サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進

- ・(拡充) コールセンターの拡充、受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進
- ・(新規) 生成AI活用によるチャットボットの拡充
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
- ・電話や窓口による相談で多言語化や記入の手引きの多言語化などの国際化対応の推進

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きの厳格な実施
- ・オンライン資格確認を有効活用させるため日本年金機構と連携した資格関係の早期届出に関する広報を実施

●DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- ・マイナ保険証による保険診療の周知徹底
- ・(拡充) 電子申請等の推進及びけんぽアプリの拡充
- ・(新規) 健康保険委員等向け情報提供をオンラインで行うための専用サイト構築
- ・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴う「医療費のお知らせ」の送付方法の見直し

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

●データ分析に基づく事業実施

- ・医療費・健診データ等を活用した分析に基づく、医療費適正化等に向けた事業及び情報発信の実施
- ・(新規) 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」の構築による職員の分析能力の更なる向上
- ・外部有識者を活用した調査研究の実施及び研究成果等の活用
- ・外部有識者からの助言を踏まえた「保険者努力重点支援プロジェクト」の事業の実施・保険者努力重点支援プロジェクトの全支部への効果的な手法等の展開

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・(拡充) 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、骨粗鬆症検診をオプションとして追加
- ・(新規) 35歳以上の被保険者を対象とした人間ドック健診の創設
- ・被扶養者の特定健診における「骨粗鬆症検診」「歯科検診」「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として実施
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ取得の推進
- ・2027年度に実施する被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等の準備

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・(拡充) 人間ドック健診の創設を契機とした、特定保健指導の一層の実施率向上と委託機関数拡大の推進
- ・外部委託の更なる推進、健診当日の初回面談の実施及び特定保健指導の早期実施に向けた健診当日の働きかけの拡充
- ・主要達成目標である「腹囲2センチかつ体重2キロ減」をはじめとした成果を重視した特定保健指導の推進

●重症化予防対策の推進

- ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨の実施
- ・(拡充) 胸部エックス線検査における要精密検査・要治療者への受診勧奨の実施及び他のがん検査項目における受診勧奨の検討
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組の効果的な実施

●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- ・ 商工会議所等との協定締結や連携した取組の推進による健康づくりの取組の充実
- ・ **(拡充)** 女性の健康等、健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの推進
- ・ メンタルヘルス対策として、出前講座等を全支部において積極的に実施

●医療資源の適正使用

- ・ データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・ バイオシミラーの使用状況を分析及び地域フォーミュラリのデータ分析をもとにした医療機関や関係団体への働きかけ
- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用、上手な医療のかかり方等の加入者への周知・啓発

●地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・ 医療提供体制等に係る地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

●広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 「広報基本方針」に基づく「広報計画」の策定・実施
- ・ 最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」における本部・支部による一体的・積極的な広報の実施
- ・ 全面リニューアルを実施した協会ホームページの安定運用
- ・ **(新規)** コミュニケーションロゴやタグラインを使用した協会けんぽの認知度向上
- ・ **(新規)** 電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向けた健康保険委員を通じた広報強化

●国際化対応

- ・ **(新規)** 日本の優れた社会保障制度や国民皆保険、予防医療のノウハウを、他の医療保険者や政府関係者と共有

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

- ・ 実績や能力に基づく人事評価結果の適正な処遇反映、実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進

● 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等の習得に向けた業務別研修の実施
- ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材の育成
- ・ 各支部の課題に応じた研修やオンライン研修・eラーニングによる多様な研修機会の確保

● 働き方改革の推進

- ・ 健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革の推進
- ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進

● 内部統制の強化・災害への対応

- ・ リスクの発生を未然に防止するための取組の拡充
- ・ eラーニング等を活用した内部統制やリスク管理に係る意識啓発
- ・ 災害発生に備えた業務継続計画書（BCP）等の見直し

● システム整備

- ・ 日々の運行監視やシステムメンテナンス業務の確実な実施を通じた協会システムの安定稼働
- ・ 法律改正、制度改正等に対する適切なシステム対応
- ・ 被保険者及び被扶養者を対象とした健診体系の見直し及び重症化予防対策に係るシステム対応
- ・ 協会のDXの推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの計画的な導入を実施

分野

具体的施策等

1. 基盤的保険者機能の盤石化

○ 健全な財政運営

- ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。

協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。
- ・自動審査が完結せず、職員による処理が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで自動審査率を高め、業務処理の効率化を図る。

(2-2) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、常に期間の短縮に努め、平均所要日数7日以内を維持する。・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会に積極的な働きかけを行う。・受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。・「お客様の声」等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p>
	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し、多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。・また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。

(2-3) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none">・レセプト内容点検行動計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効果的かつ効率的な点検を実施する。・点検員毎のそれぞれの結果の振り返り及び分析を行い各点検員に応じた点検方法等を指示し、P D C Aを回すことにより、スキル向上を図る。・外部講師を活用した研修や他支部査定事例を活用した勉強会を定期的に実施する。・毎月、自動点検マスターを更新し汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。・社会保険診療報酬支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率的かつ効果的な点検の実施を図る。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。・社会保険診療報酬支払基金の審査傾向や査定実績等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を重点的に審査する。・資格点検、外傷点検の効果的かつ効率的な実施により、医療費の適正化を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>
	<p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・支部で定めた債権管理・回収計画に基づき催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。・特に10万円（過年度50万円）以上の債権については、支部債権会議で情報共有し、対応方法を組織検討する。・保険者間調整を積極的に活用する。特に10万円以上など資格喪失後受診にかかる高額な返納金については、電話により直接債務者に保険者間調整について説明し同制度を利用することにより確実な回収を図る。・回収率向上のため、弁護士等による文書催告を実施する。なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。・無資格受診の発生防止を図るため、日本年金機構と連携し、資格喪失時の事業所からの早期届出について周知を行う。 <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>

(2-4) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>① マイナ保険証利用の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。・電子処方箋は、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し、登録を進める。・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。 <p>② 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、効果が高いと思われる健康保険委員及び社会保険労務士会に対する働きかけを強化する。 <p>③ DXを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により確認対象者を絞り込み、効率的に実施する。・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで全ての加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」について、加入者からの申請により送付する方法に見直す。・令和8年1月からスタートするけんぽアプリの利用者増加に向けて広報するとともに、アプリの使い勝手向上等を目的に利用者の声を集め、本部に報告する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>

(2-5) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、長野県、県内市町村と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。・令和6年度に実施した高血圧予備軍及びリスク保有者への個別案内送付事業の効果検証から得られた結果をもとに、早い段階での生活習慣改善を促すために、正常血圧値を超えた初年度におけるアプローチを実施する。・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」（関係団体と支部幹部の関係構築の維持・強化を図ること）も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の制度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。・本部研修参加、支部内勉強会等を通じて、分析担当者の育成、スキルアップを図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>
	<p>②地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。・保健事業に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）を継続実施し、ポピュレーションアプローチの実施等、事業をさらに展開する。 <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p>

(2-6) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	<p>健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none">i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組<ul style="list-style-type: none">・特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備<ul style="list-style-type: none">・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点を踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。・令和9年度実施に向けて、長野県と連携し高血圧対策のモデル事業を計画する。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>（被保険者）</p> <ul style="list-style-type: none">・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。・生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえた受診勧奨を実施する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを行う。・毎月、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、生活習慣病予防健診等受診を勧める。・外部委託により、①労働局、運輸支局との連名文書送付と電話勧奨による事業者健診データ取得勧奨②2025（令和7）年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診等利用電話勧奨の各業務を実施する。・事業者健診データ提供件数の多い健診機関に対し、より魅力的なインセンティブを検討・設定し、早期提供及び提供件数増加を図る。・上記各施策推進のため、幹部職員の事業所訪問を実施する。

(2-7) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	<p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none">年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して隨時受診券を送付し、健診受診を勧める。市町村（国民健康保険）と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。健診機関に対し、予約枠を超えて申込みがある市町村を確認し、当該市町村に対して、受入れ枠増加の依頼を行う。協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、2025（令和7）年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。あわせて、「骨粗鬆症検査」等のオプション健診を活用するほか予防の重要性に関する啓発を進めて実施率向上につなげる。2025（令和7）年度の健診未受診者への受診勧奨方法の効果検証を行い、より効果的な勧奨を検討・実施する。市町村に働きかけ、特定健診とがん検診の同時実施市町村を拡大する。 <p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none">2027（令和9）年度に実施予定の被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：279,739人）<ul style="list-style-type: none">生活習慣病予防健診 実施率 66.4%（実施見込者数： 185,747人）事業者健診データ 取得率 15.6%（取得見込者数： 43,640人）■ 被扶養者（実施対象者数： 56,927人）<ul style="list-style-type: none">特定健康診査 実施率 37.4%（実施見込者数： 21,291人）

(2-8) 令和7年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	<ul style="list-style-type: none">■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を66.4%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を15.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を37.4%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上 (被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none">・健診・保健指導カルテを活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を実施する。・2022（令和4）年度に策定された標準モデルに沿い利用案内を行う。・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導委託健診機関数を拡大するほか、特定保健指導専門業者によるＩＣＴ面談を活用するなどして、健康意識が高まる健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。・特定保健指導委託健診機関の実施率向上に向けて年度内に2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会（研修会含む）を行う。・実施率の低い特定保健指導委託健診機関へ、初回面談件数拡大のための訪問を行う。・1人当たり医療費が比較的高い業態を中心に事業所規模が大きく、特定保健指導実施率の低い事業所に対して実施率向上を促すための幹部訪問を行う。・健康づくりチャレンジ宣言事業所に対し、宣言内容を基に特定保健指導実施率向上と健康づくりの支援を行う。・禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。・遠隔面談等のＩＣＴを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none">・協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。・集団健診実施機関及び市町村と連携して、特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診の機会を拡大する。・県、国民健康保険団体連合会、市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・第4期の特定保健指導におけるアウトカム指標に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

分野

具体的施策等

2. 戰略的保険者機能の一層の発揮

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：44,043人）

- 特定保健指導 実施率 35.6%（実施見込者数：15,680人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,746人）

- 特定保健指導 実施率 25.1%（実施見込者数：439人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を35.6%以上とする

- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を25.1%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。

・要精密検査・要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から文書による二次勧奨を行う。二次勧奨域者に加えて、一次勧奨域者も対象として行う（勧奨予定者数全15,000名）。

・二次勧奨域者に対しては、文書発送の1週間後に保健師による電話勧奨を実施。電話で接触できなかった対象者に対しては、事業所宛てに訪問案内を送付する。案内には、個人宛封筒にて受診状況の確認書を同封し、訪問による面談ができない場合には、返送いただいた確認書に基づき文書サポートを実施する。

・事業主に対して、労働局と連名で健診結果に基づく要精密検査、要治療者への受診促進のお願い文書を送付する。

・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

(2-10) 令和8年度長野支部事業計画

分野

具体的施策等

2. 戰略的保険者機能の一層の発揮

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

・一定規模以上の事業所に対して面談や文書により、長野県と連携して健康宣言を勧奨する。

・県内の経済団体と連携し、事業主等へのセミナー等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。

・経年変化を含めて事業所の健康度を「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容（宣言内容）をアドバイスする。

・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計180社を目標に実施する。

・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」を通じて実施する。

・長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について情報発信し加入者に啓発を行う。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助事業を継続実施する。

・事業所内での取り組みの質が向上するよう定期的に健康づくりに関する情報を発信する。

・有志医師と連携して飲料に着目した肥満改善による健康づくりの取り組みを事業所において継続実施する。

・長野産業保健総合支援センターと連携しメンタルヘルス予防対策を実施するほか、県や保険者協議会等との連携も検討する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,640事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

(2-11) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>○医療費適正化</p> <p>医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関、調剤薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせて世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を送付する。・ジェネリック医薬品使用促進などの医療費適正化と健康リテラシー向上のため、学生向けセミナーを県内の大学に提案し、実施する。・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用すべく医薬品の使用指針であるフォーミュラについての情報を収集する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none">・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、広報活動を通じて加入者への周知・啓発を図る。・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>

(2-12) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の発揮	<p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信<ul style="list-style-type: none">i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信<ul style="list-style-type: none">・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

(2-13) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の發揮	<p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、長野県健康増進計画に基づく健康づくりに関する県の会議や医療費適正化に関する県の会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。・協会が保有する医療費データ等を分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。 <p>【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none">・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、引き続き周知広報を行う。・健康づくりチャレンジ宣言事業所向け事業所健康度診断カルテの別冊として事業所別のインセンティブ指標の実績値を提供し、協力を呼びかける。

(2-14) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戰略的保険者機能の一層の發揮	<p>○広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">・本部が策定する「令和8年度本部広報計画」の重点広報テーマを中心に、加入者・事業主の一層の理解が得られるよう内容や方法を工夫し積極的に広報活動を行う。・「健康保険委員のひろば」（季刊誌）、「協会けんぽNews」（毎月）などの広報誌やメールマガジン（毎月10日配信）による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。・支部広報計画に基づき、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。・加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。・広報活動を通じて「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、長野県が取り組む信州ACEプロジェクト【Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）】の紹介、普及に努める。・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨拡大に取り組む。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.6%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。

(2-15) 令和8年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<p>人事・組織</p> <p>①人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none">・役職に応じた役割を理解し、能力を発揮して役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、毎期職員個々に具体的な目標を設定する。・上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。・目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に実行する。・業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。 <p>②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場での業務経験を通じて職員の成長を促す。特に若年職員に対しては、計画的に異なる業務を経験させることにより育成を図る。また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を受講することで人材の育成を図る。・本部実施のオンライン研修やeラーニング、通信講座受講など多様な研修機会や自己啓発機会の活用を促す。・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 <p>③働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスマント防止やメンタルヘルス対策等に取組む。・法律に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 <p>④風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。・支部における社内報の発行、支部活性化委員会の活動などを通じて組織内のコミュニケーションの充実を図る。

分野	具体的施策等
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>○ 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部が実施する階層別研修やeラーニングの受講等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図るとともに職員が規程等の遵守を徹底することにより加入者から信頼される組織運営を行う。 ・各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実で誤りのない事務処理を実践する。 ・事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。 <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員が個人情報の保護に関する研修を受講する。 ・支部個人情報保護管理委員会を定期的に開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員がコンプライアンスに関する研修を受講すること等により、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・支部コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・1回コンプライアンスニュースを発行し、ニュースを題材とするコンプライアンス朝礼をグループ毎に全職員を対象に実施する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、職員に対しての相談窓口の周知を引き続き行う。 <p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を過去3年度の平均値以下とする。 ・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。 ・公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 	

(2-17) 令和7年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<ul style="list-style-type: none">・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

(3-1) 事業計画〔KPI〕 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和8年度 協会事業計画	令和8年度 支部事業計画	令和7年度 支部事業計画
1. 基盤的保険者機能関係		
サービス水準の向上 【KPI】 サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする	【KPI】 100%	【KPI】 サービススタンダードの達成状況を100%とする
【KPI】 サービススタンダードの平均所要日数 <u>7日以内</u> を維持する	【KPI】 7日以内を維持	【KPI】 サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
【KPI】 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を <u>対前年度以下</u> とする	【KPI】対前年度以下	現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする 【KPI】4.5%以下
レセプト点検の精度向上 【KPI】 協会のレセプト点検の査定率（※）について <u>対前年度以上</u> とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額	【KPI】対前年度以上	協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【KPI】前年度以上 (0.187%以上)
【KPI】 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を <u>対前年度以上</u> とする	【KPI】対前年度以上	【KPI】前年度以上 (5,612円以上)
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 【KPI】 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を <u>対前年度以上</u> とする	【KPI】対前年度以上	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする 【KPI】前年度以上 (73.49%以上)

(3-2) 事業計画〔KPI〕 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和8年度 協会事業計画	令和8年度 支部事業計画	令和7年度 支部事業計画
2. 戦略的保険者機能関係		
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ①健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする ②生活習慣病予防健診受診率を <u>64.8%以上</u> とする ③事業者健診データ取得率を <u>9.2%以上</u> とする ④被扶養者の特定健診受診率を <u>32.9%以上</u> とする	【KPI】 ①支部でのKPI設定なし ②生活習慣病予防健診受診率 66.4%以上 ③事業者健診データ取得率 15.6%以上 ④被扶養者の特定健診受診率 37.4%以上	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 65.6%以上 ②事業者健診データ取得率 15.6%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 37.4%以上
特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>27.1%以上</u> とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>20.7%以上</u> とする	【KPI】 ①被保険者 35.6%以上 ②被扶養者 25.1%以上	【KPI】 ①被保険者 33.9%以上 ②被扶養者 24.0%以上
重症化予防対策の推進 【KPI】 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	【KPI】対前年度以上	【KPI】35.6%以上
コラボヘルスの推進 【KPI】 健康宣言事業所数を <u>110,000事業所以上</u> とする	【KPI】1,640事業所以上	【KPI】1,460事業所以上
ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 全支部においてジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を <u>80%以上</u> を維持するとともに、 協会全体でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を、年度末時点で <u>対前年度以上</u> とする（※1） 医科・DPC・調剤・歯科	【KPI】対前年度未以上 (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度以上 (89.8%以上) (医科・DPC・調剤・歯科)
バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 【KPI】 協会全体でバイオシミラーに80%（※2）以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合（※3）を対前年度以上とする（※2）数量ベース（※3）成分数ベース	支部でのKPI設定なし	【KPI】 ・事業を開始 ・関係者への働きかけを実施

(3-3) 事業計画〔KPI〕 重点業績評価指標※Key Performance Indicator

令和8年度 協会事業計画	令和8年度 支部事業計画	令和7年度 支部事業計画
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ①ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を <u>対前年度以上</u> とする ②全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う ③全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>前年度以上</u> とともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を <u>前年度以上</u> とする	【KPI】 ①支部でのKPI設定なし ②毎月2回以上情報発信を行う ③被保険者数の割合：61.6% 委嘱事業所数：前年度以上	【KPI】 ①（支部でのKPI設定なし） ②毎月情報発信を行う ③被保険者数の割合 61.4% 委嘱事業所数 5,224事業所以上
3. 組織・運営体制関係		
費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	【KPI】 15%以下	【KPI】 15%以下

(4) 協会全体健康保険勘定予算（業務経費及び一般管理費内訳）

令和8年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額 3,664億円 (対前年度予算比 +294億円)

内訳 業務経費^{※1} 2,905億円 (対前年度予算比 +517億円) ※1 健診費用、保険給付の審査に要する費用等
一般管理費^{※2} 759億円 (対前年度予算比 ▲224億円) ※2 人件費やシステム経費等

令和8年度の主な新規・拡充事業予算

【予算額（前年度予算額）】

保健事業の充実・推進【2,482.5億円（1,923.2億円）】

- 35歳以上の被保険者を対象とした人間ドック健診の創設【315.1億円（-）】
- 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、骨粗鬆症検診をオプションとして追加【79.5億円（-）】
- 実施率目標引上げ等による健診・保健指導実施経費の増【2,088.0億円（1,923.2億円）】

広報活動の強化【8.7億円（5.2億円）】

- 最重点広報の実施【8.7億円（5.2億円）】

【令和8年度最重点広報テーマ】

- ・ 令和9年度保険料率改定
- ・ 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）
- ・ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり（コミュニケーションロゴ・タグラインを使用した協会けんぽの認知度向上）
- ・ 電子申請・けんぽアプリの利用促進

※ この他、支部保険者機能強化予算において、広報・意見発信に関する経費として6億円程度の計上が見込まれる。

加入者サービスの向上【51.1億円（33.3億円）】

- 生成AI活用によるチャットボットの拡充【1.6億円（0.4億円）】
- コールセンターの拡充、電話相談体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進【49.1億円（32.9億円）】
- 申請にかかる届書等の多言語対応【0.4億円（-）】

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進【28.6億円（4.1億円）】

- 健康保険委員及び健診機関向け情報提供をオンラインで行うための専用サイト構築【3.5億円（-）】
- 電子申請等の推進及びけんぽアプリの拡充【25.1億円（4.1億円）】

その他

- ・ システム基盤のリース満了等に伴う機器更改に係る対応が完了したことによる減 ▲306.1億円
- ・ マイナポータル等のデジタル化の進展に伴う「医療費のお知らせ」の送付方法の見直しによる減 ▲16.8億円

(5) 長野支部保険者機能強化予算枠と主要事業

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	予算上限額 (千円)	R7年度予算 額(千円)
医療費適正化等	医療費適正化対策		新生児の親への広報	医療費適正化、健康リテラシー向上を目的に新生児の親に育児情報誌を送付	3,498		3,201
	広報・意見発信		紙媒体による広報	定期的に発行する広報紙の作成	3,653		4,078
			メディアを活用した広報	メディアを活用した幅広い層への広報	2,354		2,816
	○	広報機能強化サービス導入	LINEをメインとする広報機能強化サービスの導入	4,351			-
					13,856	14,258	10,095

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	予算上限額 (千円)	R7年度予算 額(千円)
保健事業	健診・保健指導		集団健診	協会けんぽ単独で設営する集団健診の実施、市町村での集団健診の案内	16,689		10,411
			事業者健診データ取得対策	健診機関でのデータ作成料、インセンティブ データ取得件数増強のための外部委託	11,962		5,573
			広報、その他	健診受診率、特定保健指導実施率向上のための広報活動	4,117		8,731
	保健指導		保健指導実施	指導スキル向上、測定用機器類	939		567
	重症化予防		未治療者受診勧奨	健診結果で要治療とされた者への受診勧奨	5,940		6,600
			糖尿病性腎症予防	糖尿病疾患者への保健指導委託	1,160		4,425
	コラボヘルス		事業所単位の講習会開催	運動、メンタルヘルスなど4つのメニューの講習会を提供	5,654		4,279
			ウォーキングアプリの活用	県、経済団体、県内保険者共催により、支部で開発したスマホアプリを全参加者に提供（アプリ改修費用等）	3,704		3,572
			健康宣言事業所へのサポート	健康宣言事業所への情報誌の送付	2,559		2,417
			○	健康宣言事業所における歯科検診	8,052		5,082
			未宣言事業所への勧奨	健康経営リーフレットの購入	188		-
その他			喫煙対策、高血圧対策、その他	喫煙率低下に向けての啓発、高血圧対策事業の検証、 保健事業のアドバイザー	4,689		710
					65,653	66,345	59,232

R7年度事業中3事業終了

10,158千円